

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社エム・アイ・オー(法人番号6011801033371) 代表者 呂 滯滯
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区東伊興一丁目3番4号ファミリーレコヤマB101号室 (本社営業所) 東京都足立区東伊興一丁目3番4号ファミリーレコヤマB101号室
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年12月11日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運行管理者及び統括運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月8日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社躍進タクシー(法人番号7050002012387) 代表者小野 恵子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市並木3丁目16番地5号 (本社営業所) 茨城県土浦市並木3-16-5
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(51日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第15条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年1月27日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和2年12月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月8日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社イチバン流通(法人番号1011702003866) 代表者兵藤 博
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区北葛西3-8-8 (本社営業所) 東京都江戸川区北葛西3-8-8
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(117日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和2年1月28日及び令和2年2月7日、酒酔い運転及び薬物等使用運転があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 22 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社華信(法人番号6011801031482) 代表者鄭 博
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区伊興3-3-8 (本社営業所) 東京都足立区西保木間2-8-9国井コーポ101号室
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和2年1月15日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月8日
(2)事業者の氏名又は名称	青山 寿夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区 (営業所) 東京都練馬区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	道路運送法第29条
(6)違反行為の概要	令和2年6月17日及び令和2年7月1日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(2)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月15日
(2)事業者の氏名又は名称	ヒノデ第一交通株式会社(法人番号8011701012523) 代表者田頭寛三
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区中央三丁目16番3号 (江戸川営業所) 東京都江戸川区中央3-16-3
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6)違反行為の概要	令和元年11月15日及び令和元年12月3日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(5)運行管理者及び統括運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(6)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社ロケバスネット(法人番号9013303002901) 代表者多田 和馬
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区目白四丁目21番7号 (本社営業所) 東京都足立区神明1丁目1番5号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第15条第1項
(6)違反行為の概要	令和元年12月13日及び令和元年12月17日並びに令和2年1月7日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和2年12月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年12月22日
(2)事業者の氏名又は名称	荒井 正人
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区 (営業所) 東京都江戸川区
(4)行政処分等の内容	文書警告及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年10月14日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)